



# ニュース・レター

N E W S L E T T E R

平成23年2月19日発行

第 5 号  
2011.2

## 母子家庭支援の動向

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課  
母子家庭等自立支援室長 竹林 悟史

我が国の母子家庭の平均年収は、平成19年国民生活基礎調査では237万円と、「児童のいる世帯」全体の平均年収（701万円）の3分の1にとどまっています。この大きな要因は給料など「稼働所得」が少ないこと（「児童のいる世帯」全体の3割弱）にあります。

我が国では、母子家庭の約85%が就労しており、他の先進国よりも高くなっていますが、その内訳を見ると「常用雇用」43%に対し収入の少ない「臨時・パート」が44%と、不安定な就労の割合が高くなっています。

厚生労働省では、平成14年の母子寡婦福祉法等の改正により、従来の児童扶養手当を中心とする支援から、①保育所の優先入所等の「子育て・生活支援」、②高等技能訓練促進費等事業、母子家庭自立支援給付金等の「就業支援」、③養育費相談支援センターの設置（平成19年）等の「養育費の確保」、④児童扶養手当の支給、母子寡婦福祉資金貸付等の「経済的支援」の4本柱による総合的な自立支援策を展開しています。

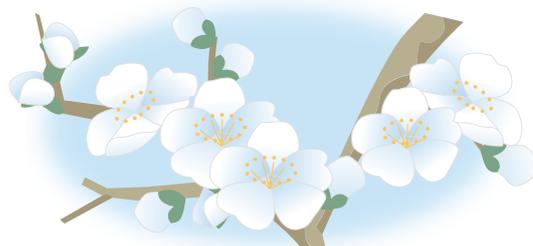
とりわけ、自立のためには就業支援が重要であり、ハローワークによる一般支援に加え、母子家庭特有のニーズに対応した各種の支援施策に取り組んできました。平成21年度からは、「安心こども基金」を活用して、平成23年度までの時限措置として、

①看護師等の資格取得を支援するため養成学校在学中の生活費を支給する「高等技能訓練促進費等事業」について、支給額の引上げと支給期間の在学全期間への延長

②子育てと就業の両立し易い就業形態である在宅就業の普及促進を図る「ひとり親家庭等の在宅就業支援事業」等を実施しています。

政府全体の動きに目を転じると、国民の安心を実現するための社会保障の機能強化と、それを支える税制改革の検討が始まっています。昨年12月14日の閣議決定では、従来の年金、医療、介護など「高齢者を対象とする社会保障」から「全世代対応型の社会保障」への転換という大方針が示され、とりわけ、「子ども・子育て支援」や「貧困・格差対策」の充実・強化が謳われています。

この閣議決定では、今年半ばまでに成案を得ることとされています。厚生労働省としても、こうした動きを踏まえ、「すべての子どもの健やかな成長」や「貧困の連鎖の防止」といった観点も織り込みながら、母子家庭支援の更なる充実・強化にしっかり取り組んでいきたいと思えます。





# 養育費川柳入選作品決まる



昨年(平成22年)秋に募集した養育費川柳は、全国各地から223通の応募がありました。予想外に多くの方から応募をいただき誠にありがとうございました。養育費相談支援センターの運営委員等による選考委員会の選考の結果、次の方々の作品が選ばれました。入選者には養育費相談支援センターから商品券(一席3万円、二席1万円、三席5千円)をお届けしました。また、たくさんのいい作品が寄せられたため、入選作品以外に佳作として10点を選ばせていただきました。佳作に選ばれた方には千円分のクオカードを送らせていただきました。これらの作品が、養育費について少しでも多くの方から関心が寄せられるきっかけになればと願っています。



「ありがとう」 メールしている 小さな手

福岡県 おみつ



二十歳まで 頑張る君の 応援団

茨城県 サイコ

イクメンにゃ なれぬがせめて 養育費

岩手県 そうたろう

どこ行った 結婚前の 気前良さ

愛知県 さごじょう



養育費 ほっと一息 ママの笑み

愛知県 鈴木幸子

夢、未来 新芽を育む 養育費

兵庫県 春空みかん

不景気が ここにも影を 用意苦費

静岡県 茉莉花

通帳に 毎月届く 父の愛

東京都 ルーク

振り込み日 親子の絆 確認日

愛知県 らぶみ一茶



## 佳作

振り込みが あって夫の 無事を知る  
大阪府・あーさま

ぎゅっとしたい 思いをこめた 養育費  
愛知県・ぼんた

すこやかに そだてと願い かかさずに  
大阪府・でぐびん

二十年 あなたのおかげで 卒業です  
宮城県・たま

振り込めば こどもの笑顔 よみがえる  
兵庫県・たかさま

養育費 夢のつぼみを 開かせる  
兵庫県・春空みかん

気が揉める 彼の会社の 株価値  
神奈川県・虹色金魚

傷ついた きずな固める 養育費  
徳島県・ハーコ

見せて欲しい 愛した男(ひと)の 責任感  
東京都・ルーク

息子らの 写真看に 酒を飲む  
岩手県・そうたろう

**【選考委員会の感想 …… 複数の選考委員に聞きました】**

一席の「おみつ」さんの作品、「『ありがとう』メールしている小さな手」には多くの評点が集まりました。「小さな手」というのは小学生くらいでしょうか。一緒に暮らしているお母さん（お父さん）の携帯電話で、お父さん（お母さん）へのお礼を打っている様子が目に浮かびます。離れたところに住んでいるお父さん（お母さん）とお子さんとの心の糸がしっかりとつながっていることが感じられます。

二席に選ばれたのは3作品です。「二十歳まで頑張る君の応援団」。頑張るのはお子さんでもあり、応援団としての親でもあるわけです。

「イクメンにやなれぬがせめて養育費」。子育てに積極的に関わるお父さんが増えています。離れたところに住んでいても、心はイクメンと呼ばれたいお父さんの心情が伺えます。

「どこ行った結婚前の気前良さ」。気前よくとまでは言わないけれど、せめてきちんと支払ってねという声が聞こえてきそうです。

三席は5点です。「養育費ほっと一息ママの笑い」。振込が確認できた日、ママは今月もきちんと送金があったことにほっとし、これで子どもの欲しがっていたものが買えると思わず笑みがこぼれます。「不景気がここにも影を用意苦費」。景気の低迷は養育費にも影響を及ぼしています。用意する苦しさが漢字からにじみ出ています。

その他の作品にも思わずほろっとさせるもの、にやりとさせられるものがあります。「養育費」というお題は、別れた夫婦の微妙な感情のやりとりやその陰に隠れた子どもの姿などが目に浮かび、笑い飛ばすという川柳にはなりにくいお題ですが、それだけに、川柳を通じて感じられるものも少なくありませんでした。ご応募、ご協力いただいたみなさんに心からお礼を申し上げます（川柳担当スタッフ）。



シリーズ

相談力アップの  
ために 2

**【サポートは、事実認識を助けることから始まる】**

「なんとかならないでしょうか。私はこんなに頑張ってきたんです」相談者は助けを求めて今にも泣き出しそうです。そんな時、相談員は「なんとかしてあげたい。何か良い方法はないか」と焦り、早く処方箋を見つけたいと頑張ってしまうがちです。

でも、一步、待ってみましょう。あわてて、相談員側から方策を提示しないでください。

事実はその人の言っているとおりののか。その人に偏った思い込みはないのか。冷静に事実を確かめる必要があります。

人は、離婚などの困難に直面した場合、自信を失い、本来の自分の力さえ信じられなくなっています。紛争や葛藤のただなかにいると、起きていることを冷静に見たり、判断したりすることは難しいものです。相談に来た人が、現実を見つめられるよう、力や自信を取り戻せるよう、穏やかな受容の対応を心掛けたいものです。多くの人は、そのような場で初めて冷静に状況を見直し、確かな事実認識に近づく余裕が出てくるのです。サポートの第一歩は相談者の事実認識を助けることから始まります。

また、私たちが対応する相談は常に相手のある問題や紛争です。相手に話を聞くことができれば、全く違う景色が見えてくるかも知れません。相談者の味方になって頑張っても、偏った事実認識の上に立っていたら、実効性がなく、結局はその人を失望させるだけでしょう。

相談では、立場によって見えるものが違うことを常に意識して対応したいものです。（山口 美智子）

ニュースレター 4号より始まったこのシリーズは、支援員さんの相談スキルアップをサポートするために、養育費相談支援センターの派遣講師等にリレー式に書いていただいています。





## シリーズ

## そこが知りたかった 5

## — 履行確保あれこれ —

どのような約束でも強制力なしに自発的に履行されるのが一番です。まして親と子の絆を守る養育費については言うまでもありません。相手と話し合うことができるのであれば、まずは直接催促をしてみましょう。それでも相手に誠意が見られないようなら強制的手段を考えるということになります。今回は、養育費の履行確保にはどんな方法があるのか整理してみました。養育費の取決め方によって確保のための手続きが異なりますので注意してください。

## 履行勧告

## 調停、審判、判決、和解による取決め

家庭裁判所が支払義務者に対して「約束どおり履行するように」と勧告するものです。取決めをした家庭裁判所に申出をします。電話での申出も可能で、費用もかからないので利用しやすいのですが、強制力はありません。

## 履行命令

## 調停、審判、判決、和解による取決め

家庭裁判所が、相当と認めるときは、義務者に相当の期限を定めて義務を履行すべきことを命じるものです。正当な理由なく履行命令に従わない場合は10万円以下の過料が課せられます。履行命令は養育費等財産上の給付を目的とする義務についてのみ認められる制度であり、面会交流の義務については認められません。申立ては、養育費を取り決めた家庭裁判所にします。費用は収入印紙500円と切手代800円です。

## 間接強制

## 調停、審判、判決、和解、公正証書による取決め

裁判所が義務者に対して一定の期間内に履行しなければ本来の養育費とは別に一定の金銭を支払うように命じ、義務者に心理的強制を加えて支払を促す手続です。この制度は直接財産を差し押さえるものではないので、義務者が従わない場合は、改めて直接強制の手続をとる必要があります。申立ては、取決めをした家庭裁判所（公正証書の場合は地方裁判所）にします。費用は収入印紙2000円、切手代3550円です。

## 強制執行（直接執行）

## 調停、審判、判決、和解、公正証書による取決め

義務者の給料、財産を差し押さえて強制的に取り立てるものです。強制執行は差し押さえる対象によって費用

や手続き異なります。給料の差押えについては、比較的手続きがしやすく、また、1回の差押えで将来分の差押えができる、給料の2分の1まで差し押さえられるという特例が認められています。給料の差押えの具体的手続きについては、ニュースレター4号をご覧ください。

## 財産開示

## 調停、審判、判決、和解による取決め

裁判所が義務者の財産等を開示させる手続で義務者の財産の有無、所在、収入、勤務先等が判明します。ただし、強制執行の手続をしても債権全部が回収できなかった場合等に限りです。申立ては義務者の住所地の地方裁判所にします。費用は収入印紙2000円、切手代8400円です。

## 取立訴訟

## 調停、審判、判決、和解、公正証書による取決め

給料を差し押える場合、裁判所から差押命令が出されると、権利者は第三債務者（会社）に対して取立てを行います。第三債務者が取立てに応じない場合は、第三債務者を相手に取立訴訟を行うことになります。取立訴訟以外に簡易裁判所に支払督促の申立てをすることもできます。申立ては、第三債務者の住所地の地方裁判所又は簡易裁判所にします。取立ての金額により、申立先の裁判所や費用が異なります。

## 仮執行宣言付支払督促

## 念書、覚書など私的協議書による取決め

私的協議書そのものには強制力はありませんが、義務者が支払わない場合に、権利者の申立てだけに基づいて裁判所が支払を督促する略式手続です。義務者の異議申立てがあると訴訟手続に移行しますが、異議申立てがなければ仮執行宣言の手続を経て直ちに強制執行をすることができます。申立ては、義務者の住所地の簡易裁判所にします。費用は訴訟の半額です。

日々  
雑感

シリーズ

地域に密着した相談支援を……  
母子自立支援員さんたちの取組み



養育費相談員 安 牧子

社団法人岩手県母子寡婦福祉連合会／岩手県母子家庭等就業・自立支援センター

岩手県母子家庭等就業・自立支援センターは、平成15年10月に岩手県母子寡婦福祉連合会が岩手県から業務の委託を受け、開設しました。さらに、平成22年4月には中核市となった盛岡市から業務受託をしています。

私は、平成18年度から支援センターの事務員として業務に携わり、その後平成21年4月から専門の養育費相談員となりました。当初は、母子家庭のお母さんからの相談に、養育費相談員として適切な対応もできず、悶々とした日々を送っておりました。その悩みから抜け出せないでいる私の様子が伝わったのか、傍にいた同じ事務所の相談員が、「今日の岩手山はとっても綺麗だから、ちょっと見てみたらどうかしら？」と、さりげない気配りで気を紛らわしてくれたこともありました。相談の多くは、養育費が滞ったり、父親が行方不明になって連絡がとれなかったりなど、先行きが見えず苦悩する母親の姿です。

その中で思いがけない相談がありました。それは、「養育費が、決められた額よりも先月から1万円多く振り込まれてきているのですが、返さなくてははいけないのですか？」という内容でした。詳しくお話を伺ってみると、相談者自身は元夫には会いたくないし、子どもたちにも本当は会わせたくない。でも、やはり子どもたちには父親の存在が必要だと思い、面会交流を

させて、父親の誕生日には子どもたちからプレゼントを準備するよう促したり、運動会や学校行事での子どもたちの様子の写真と手紙を添えて送ったりしたそうです。

父親の心情的なものを推察すると、元妻には会いたくないが父親として子どもたちと面会交流することによって、子どもたちの成長していく姿を見て、少しでも子どもたちのため何かをしてあげたいと思う気持ちが自然と湧いてきたのではないのでしょうか。子どもたちの心の成長に必要なのは、面会交流が大切と考え母親が努力したことが、養育費の増額に結びついたとは思っております。

相談内容は一つ一つ異なり、全てにあてはまるわけではなく非常に難しいのですが、母親が努力したこの話を、面会交流を迷っている人にさりげなく伝えるようにしております。このように相談者から学ぶことがとても多く、日々勉強の毎日です。

離婚ということに対して、何よりも子どもたちの心に影を落とさないよう、相談者がどのように歩み、どのような問題を抱えて、何を大切に、どうしたいと思っているのかを、相談者に寄り添い肯定的に物事を考えていけるようなきっかけを作り出せたら何よりです。今後も、あの岩手山を望みながら気持ちを整え、相談を受けていけたらと感じております。



今日も窓から見える岩手山(上の写真)に励まされ



外は寒くてもいつも暖かい執務室

# お知らせ

## ◇全国母子自立支援員研修会終わる

平成23年1月26、27日千葉市生涯学習センターで、厚生労働省、千葉県、養育費相談支援センター共催による「全国母子自立支援員研修会・養育費相談支援に関する全国研修会合同研修会」が開催され、全国から約170人の母子自立支援員さんたちが出席しました。2日目の「養育費相談支援に関する全国研修会」には140人が参加し、金澄道子弁護士の講演「ひとり親家庭支援のために必要なこと」に続いて、6分科会に分かれて養育費相談に関する事例研究が行われました。

## ◇全国主要都市で無料相談会を開催

養育費相談支援センターは平成22年度中に全国の主要都市8か所（東京、大阪、名古屋、広島、福岡、仙台、北見、高松）で自治体や母子寡婦福祉連合会等のご協力を得て、養育費等に関する無料相談会を実施します。

この無料相談会には、地元の母子自立支援員に立ち会ってもらって、養育費相談支援センターの主任相談員や家庭問題情報センターの主任研究員と一緒に相談に当たり、相談終了後ミーティングなどにより相談実務の在り方について勉強する機会にしております。このような研修と無料相談会をリンクさせた試みは、20年度から実施してきました。参加した自立支援員さんたちからは相談者からの事実の聞き取りやアドバイスのノウハウなどが実地に学べて有益だったという感想をいただいています。

## ◇養育費専門相談員等研修会（2回目）終わる

平成22年10月21、22日大阪市（プリムローズ大阪）で「平成22年度養育費専門相談員等研修会（2回目）」が開催されました。北陸の一部や関西から九州までの母子自立支援員さんたち79人が参加しました。大阪ファミリー相談室主任研究員の中村桂子講師による「専門家としての面接を目指して」の講演は、家庭裁判所調査官としてのこれまでの経験に即した内容で、ユーモアと迫力に満ちて参加者を魅了しました。

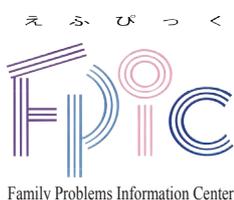
また、二日目は5分科会に分かれて事例研究会を実施しました。ベテランの支援員や相談員の方も多く、各地での具体的な実践例をお互いに紹介するなど、充実した専門研修になりました。

## ◇セミナーの実施

養育費相談支援センター主催のセミナーを東京・大阪で開催します。東京は平成23年2月26日（土）午後1時～5時まで。千代田区の主婦会館プラザエフ4階。テーマは「民間調停（ADR）ってなにー模擬調停による子どものいる夫婦への援助」、大阪は平成23年3月5日（土）午前10時30分～午後5時まで。大阪市北区の大阪市立愛光会館5階。午前中大阪ファミリー相談室西窪幸一主任研究員の講演「ひとりで悩まないでー養育費と子ども」、午後は無料相談会です。申込、お問合せは、東京（03-3971-3741）、大阪（06-6371-7146）へ

## 編集後記

- ★巻頭言に、厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室竹林悟史室長から政府の母子家庭支援策についてのメッセージをいただきました。養育費相談支援センターもひとり親家庭の子どもたちの立場に立って活動したいと思えます（鶴）
- ★養育費川柳、予想以上にたくさんの方から応募いただきました。思わずほろっとさせられるもの、にやりとさせられるもの、そうそうよ拍手したくなるものなどで、一覧表を作りながら思わず読み込んでしまいました（川）
- ★平成22年12月2日爆弾低気圧が東北地方を駆け抜けた前日、岩手県母子家庭等・就業自立支援センターをお訪ねしました。相談員や県の職員の方たちと勉強会をした後、センターで松本会長や皆さんと懇談、養育費相談員の安さんに原稿をお願いし、執務室の皆さんの写真を撮らせていただきました。安さんたちを慰めてくれる岩手山はあいにく雲の中でしたが、暖かい心の休まる執務室でした（えび）
- ★今年度も忙しい1年でした。全国8か所で無料相談会を開催したので、各地の県や市の担当者の方や母子寡婦福祉連合会の方々と打合せや、会場の確保、案内ビラの印刷などに走り回りました。養育費の確保のために頑張っておられるいろんな方とお知り合いになれたのが何よりの収穫でした（石）



## 養育費相談支援センター

〒171-0021 東京都豊島区西池袋2-29-19 池袋KTビル10階

TEL 03 (3980) 4108 フリーダイヤル 0120-965-419

FAX 03 (6411) 0854

☑ メールアドレス info@youikuhi.or.jp